

# 更生保護機能の充実強化

## ～ 更生保護法案 ～

法務委員会調査室 とうしょう かずみち  
藤乗 一道

### 1．法案提出に至る経緯・背景

平成17年2月、愛知県安城市において、仮釈放中の保護観察対象者が、スーパーマーケットで乳幼児を殺傷するという事件が発生し、社会に衝撃を与えた。この保護観察対象者は仮釈放から9日目に再犯を犯したことから、仮釈放の基準である「再犯のおそれのないこと」に対する判断への批判が高まり、仮釈放の審理の在り方について見直しが求められた。また、同年5月には、保護観察付執行猶予中の者が無届で転居し、転居先で女性を監禁していたという事件が起こるなど保護観察中の者による重大事犯が相次ぎ、保護観察制度に対する見直しの声が高まった。

平成17年7月に法務省は、更生保護制度全般にわたる検討・見直しを行うため「更生保護のあり方を考える有識者会議」を立ち上げた。同会議は、更生保護の現状や問題点、目指すべき方向について審議を進め、同年12月の中間報告を経て、平成18年6月に報告書（以下「報告書という。」）を法務大臣に提出した。

報告書は、「更生保護制度改革の提言 - 安全・安心の国づくり地域づくりを目指して - 」と題するもので、犯罪者の改善更生を助け、その者による再犯を防止し、社会を保護することを目的としている更生保護制度は、今日、機能不全に陥りかけており、抜本的な改革を必要とし、改革の実現に当たっては、国が、現在の危機的状況を招いた責任が自らにあることを謙虚に反省し、不退転の決意で、強靱な更生保護制度実現のための具体的な改革を推進することを要望するという大変厳しい内容のものであった。

この報告に基づき、更生保護制度改革を内容とする「更生保護法案」（以下「法案」という。）が3月2日提出された。

### 2．法案の概要

法案は、更生保護の機能を充実するため、現行の犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法を整理・統合し、新たな法律として、保護観察における遵守事項の整理及び充実、社会復帰のための環境調整の充実、仮釈放審理への犯罪被害者等の関与等について整備しようとするもので、概要は以下のとおりである。

#### （1）犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の整理・統合

更生保護に関する基本的な法律は、昭和24年に制定された犯罪者予防更生法が、保護観察処分少年、少年院仮退院者及び仮釈放者の保護観察等について規定し、昭和29年に制定された執行猶予者保護観察法が、保護観察付執行猶予者の保護観察について

規定するなどして、二つに分かれているが、法案は、両法律の内容を整理・統合して新たな法律とした。

それとともに、目的規定を設け、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防ぎ、これらの者が自立し改善更生することを助けること、犯罪予防活動を促進すること等を掲げ、更生保護の目的を明確化した。

また、国や地方公共団体の責務についても規定を設けて明示した。

## (2) 保護観察における遵守事項の整理及び充実

### ア 一般遵守事項の内容の整理・充実

一般遵守事項は、すべての保護観察対象者に適用される事項であるが、保護観察対象者が当然守るべき事項でありながら現行法に明記されていないものや現行法に規定されているものであっても、必ずしもすべての保護観察対象者に義務付ける必要がないものがあることから、これを整備することとしている。

具体的には、これまでの遵守事項は、「一定の住居に居住し、正業に従事すること」、「善行を保持すること」などあいまいで、保護観察対象者の生活実態を保護観察官や保護司が把握する手段について明確な基準がなかった。

報告書においても保護観察対象者との接触強化を図るため、対象者を保護観察所に出頭させたり、保護司宅を来訪させ、保護観察官や保護司の面接を受け、保護観察官や保護司が対象者の住居を訪問したときは、住居内で面接に応じ、保護観察官に生活状況を明らかにすることを義務付ける旨の提言<sup>6</sup>がされていた。

法案では、保護観察対象者に対し、保護観察官らの求めに応じて面接を受けたり、勤務実態や経済状況などを示す書類の提出義務、住居の届出義務を課すこととした。

### イ 特別遵守事項の内容の整理・充実

特別遵守事項は、個々の保護観察対象者の事情に応じて、対象者ごとに定められる遵守事項であり、これに違反した場合は、仮釈放の取消等の措置に結びつくことを前提とするものであった。

しかし、実務上は、遵守事項に生活指針、努力目標的なもので違反に対する問責が困難な事項も含まれており、その性格があいまいなものとなり、遵守事項違反に基づく措置が消極的になる原因になっていると考えられていた。

報告書においては、特別遵守事項を具体的で違反の有無が客観的に判断し得るものに整理する必要性の提言<sup>6</sup>がされていた。

法案では、違反した場合には仮釈放等の取消の処分がされることがあることを踏まえ、具体的に「犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結びつくおそれのある特定の行動をしてはならない」などと明示し、また、医学や心理学など専門的な再犯防止プログラムの受講や法務大臣が指定する施設へ一定の期間宿泊して指導監督を受けること等が定められた。

### ウ 特別遵守事項の設定・変更の弾力化

これまで、特別遵守事項は、保護観察開始時に設定しなければならないものとされ、後から追加・変更することはできなかった。報告書では、保護観察の状況に応じた弾力的な処遇を可能にするため、保護観察中の事情変更により特別遵守事項の付加・変更ができる旨法律に規定すべきであるとされており、これを受けて、法案では、保護観察開始後であっても必要に応じて、特別遵守事項を設定・変更できることとした。

### (3) 社会復帰のための環境調整の充実

環境調整とは、保護観察所の長が、刑務所・少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため、あるいは、保護観察付執行猶予の裁判確定前の者については、保護観察の開始を円滑にするために、保護観察に先立って、保護観察官又は保護司が引受人と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、更生に適した環境作りを行うものである。

報告書においては、仮出所後の改善更生・再犯防止に資するため、帰住地の確保、家族環境の調整等環境調整活動の強化が必要な旨の提言がされていた。

法案では、社会復帰のための環境調整を保護観察官の仕事として明定し、刑務所・少年院に収容されている者のための環境調整について、これまでは、必要があると認めるときは、行うことができるとされていたのに対し、法案では、社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、生活環境の調整を「行うもの」とした。

また、保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者のための裁判確定前の環境調整について、これまでは、本人からの申出があったときは、環境調整を図ることができるとされているのに対し、法案では、保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、保護観察対象者の同意を得て「行うことができる」こととした。

なお、調整すべき事項について、これまでは、「その者の境遇その他の環境」とされていたが、法案では、「釈放後の住居、就業先その他の生活環境」である旨を具体的に規定することとし、あわせて、調整のために、家族その他の関係人を訪問して協力を求めることができることとした。

### (4) 犯罪被害者等の関与

平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理、犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度等を2年内を目途に実施することが求められていた。また、犯罪被害者等は、一家の働き手を失って困窮したり、精神的・肉体的に深刻な後遺症が残ったりするケースが少なくなく、年月を経てもなお続くこうした被害を加害者は具体的に認識していないとして、被害者支援団体なども被害者の心情を伝える制度の創設を求めていた<sup>5</sup>。

法案では、これらについても反映させた。

#### ア 仮釈放等審理における意見聴取制度

法案では、仮釈放又は少年院からの仮退院の審理において、被害者等から申出があった場合には、審理対象者の仮釈放等に関する意見及び被害に関する心情を聴取する

こととした。

なお、この点について、報告書では、被害者等から意見を聴取することにより、その意向が、仮釈放審査に反映されることになるが、もとより、仮釈放反対の意見が相次ぐことが予想され、犯罪被害者等の意見をどのように審理に反映させるのか等について慎重に検討する必要がある<sup>6</sup>と指摘している。

#### イ 被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達制度

保護観察中に、被害者等から申出があった場合には、被害者担当の保護観察官が被害者の心情等を聴取して、加害者担当の保護観察官を通じて保護観察対象者に伝達することとした。更生が一定程度進んで仮釈放され、保護観察となったとしても、犯した罪の結果に正面から向き合うことで、更なる更生が期待されている<sup>7</sup>。

### 3. 今後の課題

今回の法案は、保護観察対象者が守るべき義務の明文化や、仮釈放の審理に当たり被害者や遺族の心情を聞いて判断するなど、犯罪被害者の立場に立った施策を整備するもので、評価する声もある。

他方、刑期を終えた満期出所者は、保護観察の対象外で、社会復帰に向けた支援も限られているが、法案には、その対策は盛り込まれていない。

満期出所者の多くは、帰住先が見いだせないことや、再犯のおそれが高い等の理由で仮釈放が許されず、更生の可能性が低いとされた者であり、むしろ、その対策こそ重要であると言える。

この点について、法務省は、家族や親族など適切な身元引受先がないため仮出所できない者を、満期釈放ではなく、仮釈放させて、仮釈放の期間に社会復帰に向けての強力な指導を行うことにより、社会復帰を促す「自立更生促進センター」を福島、京都、福岡の3か所に設置し、平成20年度から運用を始める方針としている<sup>8</sup>。自立更生促進センターの定員は、福島市が20人、京都市が14人、福岡市が12人と少なく、受入期間も3か月程度と、必ずしも十分とは言えないが、満期出所者よりも仮出所の方が刑務所への再入率が低いという調査結果<sup>9</sup>もあり、評価に値する試みと思われる。

政府は、この様な満期出所者に対する指導・援助を速やかに拡大していく必要がある。

また、今回の法案は、保護観察対象者に保護司らの訪問を受け入れる義務を課したり、遵守事項を守らない保護観察対象者の仮釈放や執行猶予を取り消すなどの保護観察強化策が取り入れられるとともに、更生保護制度が保護司に過度に依存しすぎているという指摘に対し、保護観察官と保護司の職務や役割分担の明確化が一定程度なされている。しかし、更生保護制度の現場を支える保護観察官は、約650人、保護司については、約5万人弱であり、保護観察対象者の約6万人を相手にする体制の貧弱さの解消には、程遠いと思われる。

報告書では、保護観察官の倍増<sup>10</sup>や、保護司の公募制導入などによる適任者の確保などが提言されている<sup>11</sup>が、今回の法案は、更生保護制度の一部分の改正に過ぎず、政府は、

更生保護を支える人的・物的体制の大幅な拡充も含め、さらなる充実策の検討を進めていく必要がある。

#### 【参考文献】

「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」平成18年6月27日

『犯罪被害者等基本計画』平成17年12月

『平成18年版 犯罪白書』法務総合研究所 平成18年11月

---

<sup>1</sup> 「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」(平18.6.27)14～15頁

<sup>2</sup> 「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」(平18.6.27)16頁

<sup>3</sup> 「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」(平18.6.27)14頁

<sup>4</sup> 「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」(平18.6.27)20頁

<sup>5</sup> 『読売新聞』(夕刊)(平19.1.23)

<sup>6</sup> 「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」(平18.6.27)21頁

<sup>7</sup> 『読売新聞』(夕刊)(平19.1.23)

<sup>8</sup> 『日本経済新聞』(平18.12.29)

<sup>9</sup> 「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」(平18.6.27)10頁

<sup>10</sup> 「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」(平18.6.27)25～26頁

<sup>11</sup> 「更生保護のあり方を考える有識者会議『報告書』」(平18.6.27)23頁